

## 行政減量・効率化有識者会議（第42回）議事概要

### 1．日時

平成19年11月2日（金）13：30～16：30

### 2．場所

総理官邸4階大会議室

### 3．出席者

渡辺喜美行政改革担当大臣、山本明彦内閣府副大臣、戸井田とおる内閣府大臣政務官

#### 〔委員〕

茂木友三郎（座長）、朝倉敏夫、逢見直人、小幡純子、櫻谷隆夫、菊池哲郎、富田俊基の各委員

#### 〔専門委員〕

安念潤司、梶川融、草野満代の各専門委員

#### 〔事務局〕

福井良次行政改革推進本部事務局長、青木一郎行政改革推進本部事務局次長ほか

#### 〔総務省〕

宮島守男大臣官房審議官ほか

#### 〔経済産業省〕

岡田秀一商務情報政策局長ほか

#### 〔厚生労働省〕

外口崇医政局長、貝谷伸社会保険庁主席統括管理官ほか

### 4．主な議題

独立行政法人における随意契約の見直し状況について（中間とりまとめ）

（総務省行政管理局）

個別法人ヒアリングの論点整理等（行政改革推進本部事務局）

独立行政法人の見直しに関する各省ヒアリング

(1) 情報処理推進機構（経済産業省）

(2) 年金・健康保険福祉施設整理機構（社会保険庁）

国立高度専門医療センターの独立行政法人化について（厚生労働省）

### 5．議事の経過

#### （開会）

（独立行政法人における随意契約の見直し状況について（中間とりまとめ））

総務省より説明の後、委員より、以下のような意見が出された。

- ・ 契約のチェックを行う上で、通則法上も各法人における監事の役割を明確にすることが、ガバナンスの観点からも重要である。
- ・ 一般競争入札等に移行した後も、落札率の高止まりや応札者が少数のケースなど引き続き注視していくとともに、契約における競争的環境を整備していく必要がある。
- ・ 今回の見直しによって、あまり改善が見られない法人については、引き続き注視していく必要がある。
- ・ 随意契約の見直しにおいては、特に関連法人との随意契約について注視していく必要がある。
- ・ 今回の見直しによって、随意契約割合がかなり減少するが、一般競争入札等の導入による効果を検証し、一定の効果が得られるのであれば、さらなる改善を図るべきである。

### （個別法人ヒアリングの論点整理等）

事務局から個別法人ヒアリングにおける委員からの指摘事項等を説明。

### （独立行政法人の見直しに関する各省ヒアリング）

（注）以下、 は委員及び専門委員の発言、 は主務省の発言。

#### 〔情報処理推進機構（経済産業省）〕

市場化テストについては、商工会議所の協力でコストダウンしていることや試験制度の見直しをすることを理由として、昨年実施した官民競争入札監理委員会のヒアリング時は、導入を渋っていた。懸念はクリアしたのか。

試験会場確保の点で、懸念は残る。国が実施する試験なので、試験会場を貸してくれるということもある。国と試験実施業者が連名で貸し出しを要望するなどの工夫をする。9月に試験制度改正を決定した。まずは受験者数が少ない四国、沖縄から導入し、課題をフィードバックし、最後は受験者が最も多い関東でも実施する。

#### 〔年金・健康保険福祉施設整理機構（厚生労働省）〕

新聞報道もなされたが、社会保険病院や厚生年金病院を年金・健康保険福祉施設整理機構に移管して、その管理・運営を行わせることについてどのように考えているのか。

新聞報道のように、与党が年金・健康保険福祉施設整理機構に移管して、その管理・運営を行わせることを決定したということについては、具体的に承知していない。

今回の見直しの論点の一つとして、国立病院と労災病院の統合が挙がっているが、社会保険病院や厚生年金病院も一緒にしたら良いのではないかと一緒にすると何か支障があるのか。

選択肢として排除する必要はないと考えているが、社会保険病院と厚生年金病院の取扱については、政治主導で決定されるものであり、この場では御指摘を事務的に受け止めることとする。

個々の病院の収支状況の実態を把握するところから、きちんと行うべき。

機構の解散まで残された時間が少なく、社会保険病院や厚生年金病院を売却することは困難ではないか。

基本的な方針が決定されていないので、対応できない状況である。厚生年金病院については、与党合意により売却することが決定されているが、他方で地域医療に配慮して対応するとの附帯決議がなされており、両者のバランスを調和するのが困難である。

厚生年金病院と社会保険病院を年金・健康保険福祉施設整理機構に移管することについて、横から仕事を追加するというやり方は大問題であると考える。

#### (国立高度専門医療センターの独立行政法人化について)

- ・ 現行の6機関を1つの独立行政法人にまとめることについて、管理部門の統合による合理化効果があるかもしれないが、それぞれが専門的な異なる業務を行っているため問題が生じないか懸念がある。
- ・ 独法化後は、医者や学者ではなく経営のプロを理事長にしたほうが、トップマネジメントの発揮による自律的な運営という独法の特徴をより活かせるのではないか。
- ・ 6機関について、選択と集中を考えているのであれば、1法人への統合は有効な手段なのだが検証が必要。
- ・ 1法人にまとめることも可能と考えられ、独立行政法人の整理合理化を検討している中で、新たに6法人増えることの是非を考えるべき
- ・ 結論を得るためには、1法人化することについてのメリット、デメリットをさらに具体的に検証する必要がある。

#### (閉会)

<文責：行政改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり）>

今回会議の資料は、行革事務局ホームページの次の箇所に掲載しています。

<http://www.gyokaku.go.jp/genryoukourituka/dai42/siryou.html>